

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者
第2次新横田基地公害訴訟原告団
 〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3
 白鳥第2ビル302号
 TEL/FAX. 042-552-4451
 Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp
 http://www.yokota-kougai.com

第2回裁判報告

静かな環境の中で
穏やかに暮らしたい

原告2名が被害を陳述

1 裁判の概要

10月30日午前11時から、東京地裁立川支部で第2回裁判が開かれました。約40分にわたる期日の内容についてご報告いたします。

裁判では、まず、裁判長が交代した旨、報告されました。市村弘裁判長が異動となり、新たに太田武聖裁判官が本件の裁判長となりました。次に、提出した書面の確認が行われました。今回の期日では、原告側から、訴状（7月



弁論終了後、弁護士会館での報告集会の様子（右写真）

31日に173名の住民が起

こした第2次提訴分の訴状です。原告準備書面（1）を提出し、国側からの被告準備書面（1）、第2次提訴に対する答弁書が提出されました。準備書面の内容については、別途ご報告いたします。そして、第1次提訴と第2次提訴が一括して審理されることになりました。

その後、原告からの意見陳述、弁護団から訴状と準備書面（1）の内容についての陳

述を行いました。今回の裁判では、第2次提訴の原告を代表して大坪たづ子さん（瑞穂原告）及び酒匂宏さん（日野原告）に意見陳述をしていただきました。お二人からは、騒音によって日常生活全般に被害が生じていること、墜落の恐怖を感じながら生活せざるを得ない状況であること、オスプレイ配備への不安等が語られ、裁判を通じて、静かな環境の中で穏やかに暮らせばいいという希望を述べられました。

その後、今後の裁判の進行予定についてやりとりがありました。原告側において、被告準備書面（1）に対して反論するよう求めました。しかし、被告準備書面（1）は、被告が今後主張する予定の項目を予告したものにはすぎないため、弁護団からは、住民側が反論をする前提としてまず被告国側において詳細な主張をされたい旨、求めました。

なお、被告準備書面（1）は、第1回の裁判において原告及び裁判所から国に対し、裁判を早期に進める為に国側がどのような主張を行うことを予定しているのか、その主張の全体像を明らかにしてもらいたいとの要望を行ったことから提出されたものですが、その中身の大半が横田基地の歴史や機能についての説明であり、ほとんど主張としては中身がないと言っても良いもの

でした。このような国側の姿勢は、裁判を徒に遅延させようとするものに他ならず、今回の裁判においては国に対しそのことについても強く抗議をしました。

2 進行協議

引き続き、裁判長から、場所を変えて今後の裁判の進行を協議することが提案されました。これは当初予定されていなかったものでした。ここでは、今回の進行協議期日までに、原告から立証計画を検討して提案することになり、国側は詳細な主張をどのように提出するか等を明らかにすることになりました。

3 次回期日

第3回の裁判期日は、平成26年2月12日午前11時から、東京地方裁判所立川支部101号法廷で開廷されます。また、次回期日に先立つ平成25年12月11日午後4時から、進行協議期日（今後の弁論手続の進め方に関する協議）が開かれます。この期日については、主に弁護団が対応する予定です。今回の期日では、定員100名弱の法廷が原告や支援者の方々に埋まりました。次回期日以降も、是非、多くの方々

に裁判傍聴にお越しいただきたいと思います。

弁護士 東 圭介

裁判長交代を踏まえ 改めて裁判所へ訴え



中杉喜代司 弁護士

この裁判のポイント

本件裁判では、夜7時から翌朝7時までの米軍機及び自衛隊機の離発着並びにエンジン作動の差止めと、過去3年間及び提訴日以降の月額2万2000円の損害賠償を求めています。本件訴訟の特色としては、①差止時間帯を夜7時から9時までの団らん時間帯まで拡張したこと、②これまでの75W以上の住民に加え、75Wの住民も原告に加わったこと、③自衛隊の航空総隊司令部の移駐により自衛隊機の騒音による被害についても請求していることなどが挙げられます。

度重なる訴えによる 判決の積み重ね

これまで、横田基地の騒音被害をめぐって、原告住民らは、一九七六年(昭和五一)年、一九七七年(昭和五二)年、一九八二年(昭和五七)年、

一九八六年(平成八)年、一九八七年(平成九)年、一九八八年(平成一九)年、一九八九年(平成二〇)年、そして今回の二〇一三年(平成二五年)と七回

にわたって提訴し、これまで被告国に対して8回の判決が下され、そのすべてにおいて米軍機の飛行等による騒音が違法状態にあるとして損害賠償請求が認められております。また、一九八二年の提訴事件では、東京高等裁判所が唯一実施した和解協議において、裁判所は、「和解案提示にあたっての見解」として、「国としても、現状が違法状態であると判断される以上、これをそのまま放置することが許されるはずはない。国としては、できるだけ速やかに現状を改善し、被害の軽減に努め、違法状態を解消する責務を負うことは当然というべきである。」と述べております。一〇か月以内に及んだ和解協議は、結局被告国の拒否により不成立に終わりました。その後、「違法状態」は解消されず、新たに6000名近くの原告らが新訴訟を提起しました。その控訴審判決は、「最高裁判所において、受忍限度を超えて違法である旨の

判断が示されて久しいにもかかわらず、騒音被害に対する補償のための制度すら未だに設けられず、救済を求めて再度の提訴を余儀なくされた原告がいる事実は、法治国家のありようから見て、異常の状態、立法府の怠慢の諷りを免れない。」と断じております。

しかし、将来の損害賠償請求が認められなかったことから原告らの中には、今回で3回目の提訴を行い、40年にも及ぶ裁判を強いられる者が相当数おります。しかし、被告国は、今日も出席されている多くの代理人らが貴重な時間を費やして、未だに被害者に対する損害賠償を、1人でも、また1円でも削ろうと必死になっております。被告国がすべきことは、このような被害者いじめではなく、裁判所の指摘のとおり、騒音の解消に努め、裁判を待たずに率先して被害の補償をすることです。尼崎と名古屋南部における大気汚染公害訴訟では、地方裁判所が道路公害について差止判決を行い、それが控訴審における和解の成立につながりました。本裁判所におかれましても、かかる被告国に対し、英断をもって横田基地周辺の騒音被害を根本的に解決する判決をされるよう強く期待するものであります。

被告の準備書面に対する 抗議

最後に、今回提出された被告準備書面(一)について申し上げます。

すでに30有余年にわたる過去の裁判において、多くの論点につき双方の主張が闘わされ、そのほとんどにおいて決着を見ております。それにもかかわらず、今回の被告準備書面では、すべての論点につ

いて議論を蒸し返し、訴訟の遅延を図ろうとする被告国の姿勢が見て取れます。

裁判所におかれましては、かかる被告国の応訴態度に惑わされず、騒音被害の早期かつ根本的な救済に向けて、論点を本当に必要な部分に絞り、提出する予定の反論は早期に提出するように訴訟指揮をされますよう強く望むものであります。

横田基地の 現状について訴え



小池 孝範 弁護士

横田基地における 飛行回数増加

昨年と比較して、今年は、横田基地における飛行回数は増加傾向にあります。特に、午後7時から午後9時までの飛行回数は大幅に増加しています。福生市の測定データ(福生市熊川誘導灯付近)により見ると、昨年の1月から6月までの午後7時から午後9時までの飛行回数と今年9月までの飛行回数と今年1月から6月までの飛行回数とを比べると、昨

年と比較して、今年は、横田基地における飛行回数は増加傾向にあります。特に、午後7時から午後9時までの飛行回数は大幅に増加しています。福生市の測定データ(福生市熊川誘導灯付近)により見ると、昨年の1月から6月までの午後7時から午後9時までの飛行回数と今年9月までの飛行回数とを比べると、昨年が647回

なのに対して今年が856回と、今年の方が209回、割合にして32%増となっております。全時間帯をみても昨年が3998回なのに対して今年が4554回と、今年の方が556回、割合にして13%増となっております。また、昭島市が行っている拝島第二小学校での測定結果によれば、今年の5月21日、19時から21時の間で30回、21時から22時の間で7回、合計37回の夜間飛行が確認されました。(次ページへ)

このように今年になってもひっきりなしに夜間飛行が繰り返されているのです。これは、住民の被害救済に対する国の怠惰な姿勢を顕著に現しているものといえます。裁判所におかれましては、国の怠慢について、本訴訟において厳しく断罪されるよう切に願います。

最近の横田基地周辺の飛行状況

まず、横田基地において相次いで行われているパラシュート降下訓練等の軍事訓練についてです。平成25年8月21日から行われたパラシュート降下訓練では、21日にC130機で合計2回・21人に降下し、22日にC130機で合計2回・38人が降下しました。降下後もC130機は低空で基地周辺を旋回し続け、爆音を響かせました。

(省略)

編隊飛行訓練の問題も深刻です。これまでもC130の編隊での旋回訓練による騒音被害は深刻でしたが、最近はこちらに多くの航空機での大がかりな編隊飛行訓練が行われています。

(省略)

横田基地は輸送中継基地、司令基地と言われ続けてきましたが、このような訓練が継続して行われていることをみると、もはや輸送中継基地・司令中枢基地だけではなくあらゆる軍事作戦をするための訓練基地

と言わざるを得ない状況になっています。

オスプレイ配備の危険性

横田基地周辺では、これまでも航空機事故が頻繁に発生していました。そして、今横田基地においても大きな問題となっているのが、オスプレイ配備の問題です。今年の7月29日、米太平洋空軍のカーライル司令官は、CV22のオスプレイの配備先の候補地として横田基地を挙げました。報道等でも明かになって

いる通り、オスプレイはこれまで様々な重大事故を起こしてきており、その安全性には多大なる疑問が投げかけられております。日本においては、昨年10月、沖縄県に配備されましたが、沖縄県に配備されたオスプレイは、22時以降の深夜飛行、地上から500フィート未満の低空飛行、学校や病院を含む人口密集地上空での飛行など、日米合意に違反する飛行を繰り返しております。このように過去に重大事故を何度も起こし、日米合意に違反する飛行を繰り返すオスプレイが、横田基地に配備されれば、横田基地周辺住民に多大な被害、不安感を与えることは容易に想像できます。

横田基地周辺住民に、オスプレイ配備という新たな問題が突き付けられました。オスプレイ配備の問題という新たな問題が生じた今、横田基地周辺住民が長年にわたり求めてきた夜間飛行の差止めに対する、住民の切実さは非常に高まっています。裁判所におかれましては、夜間飛行差止めを含め、住民の被害救済を前進させる判断をされることを切に求めます。

国の主張に対し再反論



中村 晋輔 弁護士

飛行の差止め請求について

被告は、答弁書において、自衛隊機の離着陸等の差止めを求める部分は民事上の訴えとしては明らかに不適法であり、却下されるべきであるとしています。

しかし、その後、小松基地第3次・4次訴訟についての平成14年金沢地裁判決は、自衛隊に対する差止め請求は民事の訴えとして不適法ではないとの判断を示しています。また、民事訴訟法の学者も、被告の主張の論拠としている平成5年の厚木基地最高裁判



弁論と報告集会を終え、にこやかに記念撮影
後列左から中村弁護士、中杉弁護士、小池弁護士
前列左から酒匂さん、大坪さん

な負担を強いることになります。

将来の損害賠償について

被告は、本件のような事案において、将来の損害賠償請求に係る訴えが不適法であることは、確立した判例法理であると主張しています。

しかし、横田基地における第1次新訴訟の東京高裁は、結審から判決言い渡しまでの将来の損害賠償請求を認めたのであり、将来の損害賠償請求に係る訴えが不適法であることが確立した判例法理であるとは言えません。

しかも、第1次新訴訟の最高裁判決は、結論としては将来の損害賠償を否定したものの、裁判官による判断は3対2で分かれたのであり、現在において変更の余地が多分にあります。

本件においてこそ、将来の損害賠償請求について十分な審理がなされるべきです。



政府にオスプレイ配備撤回を求めましょう

「横田基地へのCV22オスプレイ配備計画の撤回を求めMV22オスプレイを飛来させない事を求める請願署名」

5号ニュースとあわせて、署名用紙を同封しました。米国カーライル空軍司令官は、CV22の配備先を来年の早い時期に決定すると記者会見で述べています。緊急にたくさんの署名を集めて、政府に対して米国の発言撤回を求めましょう。現在集まっている署名数は約200筆なので、これでは政府に対して圧力をかけることはできません。さらに多くの署名を短期間で集める必要があります。

- ☆ 未成年の方でも署名することができます。
- ☆ 本人の同意があれば代筆でも結構です。
- ☆ 用紙が足りない場合はコピーしていただくか、<http://www.yokota-kougai.com/>からダウンロードすることもできます。
- ☆ 同封の返信用封筒を利用して原告団事務所に送ってください。

☆集約日 第1次：12月10日
第2次：2014年1月10日



原告団活動日誌

10/18	裁判支援要請のため支援団体を訪問
10/18	第7回原告団幹事会議
10/21	オスプレイ対策会議（第9次と合同）
10/22	「八王子平和を愛する文化祭」展示資料作成のための作業
10/23	昭島支部会議
10/24	弁護士会議
10/25	八王子・日野支部 事務局会議
10/26	八王子・日野支部世話人会 オスプレイ集会チラシをポスティング
10/27	オスプレイの飛行実態と被害報告集会
10/28	全国基地爆音訴訟原告団連絡会 事務局長会議・代表者会議
10/30	第2回口頭弁論
11/2～11/3	八王子平和を愛する文化祭 展示参加
11/6	全国基地爆音訴訟原告団連絡会議 総会のための準備作業
11/11	定例事務局会議
11/13	オスプレイ対策会議（第9次と合同）
11/15	第8回原告団幹事会議
11/19	よみがえれ有明海訴訟 確定判決履行「緊急院内集会」参加

陳述の機会を与えて下さったことに対し感謝申し上げます。先日担当の先生が拙宅へおいでになり、陳述するようお願いした。熱心に活動をして驚かされた。騒音等に対する先生の一日常のついでに、先生のお話を伺った。その後、過去の陳述書を幾つ

敗戦後七十年経っても、首都の空を外国の軍用機が我が顔で飛行するのは、やはりどう考えてもおかしいと思えます。防衛問題に対する考え方は国民それぞれだとしても、基地問題、騒音問題等を一部の国民だけが受忍するというのは納得できません。

飛行機が家に突っ込んで来るような恐怖心

酒匂 宏（日野市）

か読み、調査・データに立脚した緻密な文章に圧倒された。伸びしても仕方ない」と聞き直り、住宅取得以来の体験を正直に訴えようと決めました。

裁判はいよいよ本格的に

2014(平成26)年2月12日(水)11時
立川地裁 101号法廷

第3回口頭弁論を成功させよう

進行協議も多数で参加を
12月11(水) 午後4時から
立川地裁 507号法廷

進行協議は今後の弁論手続きの進め方に関する協議で、裁判を迅速かつ有利に進めるために重要なものです。

多くの原告が入れるように大きな法廷を用意するように裁判所に求めていましたが、原告の傍聴席は11席だけ確保できました。

法廷の外で待機者がでるほどに多数詰めかけることが、国に対しての圧力となります。多数で参加しましょう。

10月27日開催の「オスプレイの飛行実態と被害報告集会」は参加者100名を超え、成功裡に終わることができました。30を超える市民団体、個人の方々からの協賛と会場からのカンパにより、無事に会を運営することができました。御礼申し上げます。
原告団幹事一同

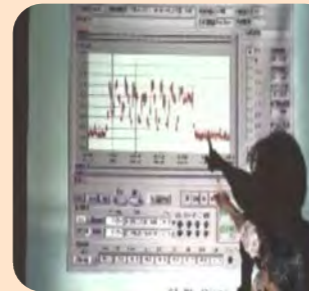


辺野古に移転するからといって、沖縄の負担が軽減するものでもない。オスプレイは日本のどこにあってても危険だ。と反対の抵抗運動をしていると語る桃原功さん。

オスプレイは、沖縄にも岩国にも横田にもどこにもいらない！どこも飛ばさせない！！
横田と嘉手納の連携を強め、配備させないための取り組みをしていこう！



2010年4月 ニューヨーク州でのデモフライト。下に吹き付ける600℃の熱波と風圧で見物客が重傷を負った。



キャンプシュワブの着陸帯がある宜野座付近の住宅では100デシベルを超える騒音が9回記録されている。(記録計の山が9個表示されている)

低周波音も問題である

上の2枚は普天間 上大謝名地区を飛行するオスプレイ。会場内に不気味な飛行音が響いた。ある人はこの音で気分が悪くなるという。これは低周波音によるもので、人間の耳には非常な不快感をもって聞こえ、船酔いのような感じだと表現されることもある。

松井利仁教授(北海道大学工学研究院)は、さまざまな周波数が重なり合うことにより、心身への圧迫感など、健康に問題があると指摘している。

今後の取り組み 低周波については、「環境基準」がない。低周波音の被害を明らかにし、国に対して「環境基準」を作るように求めていくことが重要と語る大月さん。

オスプレイの飛行の実態と被害 報告と交流 10月27日 昭島昭和会館

岩国爆音訴訟の会の大月純子さんと普天間米軍基地爆音訴訟団の桃原功さんを講師としてお迎えして、オスプレイの問題を聴きました。この日は約100名が参加者しました。集会の開催にあたり、30を超える幅広い市民団体・個人から協賛を頂き、支えられ集会を開催させることができましたこと、御礼申し上げます。



墜落するオスプレイ

オスプレイは防災や救難援助には使えない

10月25日から高知で予定されていた日米合同訓練が、27号台風接近のために中止され、訓練参加のために岩国に飛来していたオスプレイが沖縄に帰って行った。この事は、「防災には使えない事を自ら明らかにした」と大月純子さんは指摘した。



米軍は環境レビューを守る気が無い

オスプレイ普天間配備前に提示された米軍の「環境レビュー」(自主的環境影響調査)では「岩国基地とキャンプ富士は月2、3回の利用」としていたにもかかわらず、実際の岩国利用回数はそれを上回っている。



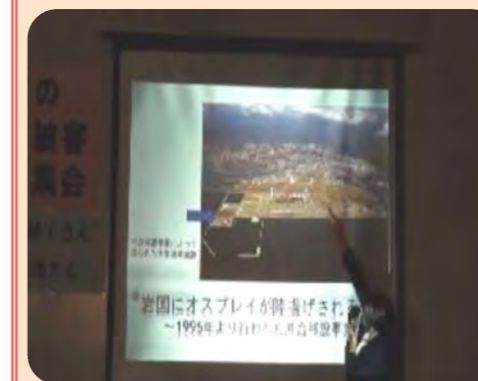
最近の横田基地の動き

福本氏(第9次横田基地公害訴訟原告団)からは2012年1月10日に横田基地で行われたサムライサージ訓練を撮影した映像を見ながら報告されました。

「サムライサージ」とは横田基地で行われる大規模訓練の名称で、基地所属のC130によるパラシュート降下訓練、物資投下訓練が2011年11月から大規模に行われるようになった。2012年は5回、2013年の今年もすでに5回行われた。さらに問題なのは2012年7月には普天間基地所属のKC130の部隊が来て訓練を行っている。オスプレイ配備がこのような訓練につながるのではないかと危惧される。と指摘しました。

なぜ岩国基地に陸揚げか

米軍の新聞「星条旗新聞」に掲載された写真を指し示している。瀬戸内の「生命のゆりかご」と呼ばれた美しい藻場・干潟を埋め立て、水深13mの軍港ができてしまったと大月さんは語る。騒音の軽減という枕詞によって1996年から始まった岩国基地滑走路の沖合移設・拡張工事が港湾施設整備事業を伴っていた事で、大型船の陸揚げが可能となっている。沖合移設は市民の悲願と言われたが、実際は米軍の要求だった。



岩国基地に立っている看板 嘉手納へ969Km 横田へ672Km と書いてある。

住民が建てた看板ではあるが、CV22の横田基地配備と関係があるのかと思わざるを得ない。今後横田と岩国は連携を深めていかなければと思っている(大月純子)



普天間基地の周辺には小中学校、病院、公共施設が密集している。その上空を米軍機が訓練をしている(赤線と青線が飛行ルート)。「夜10時以降は飛ばない、150m以下の飛行はしない」の約束はほとんど守られず、年間3万回を超える騒音を記録している。

そして県民がもっとも恐れていた墜落事故が2004年8月13日に現実となってしまった。沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故である。

